第２次土浦市水道事業基本計画及び

経営戦略等策定（見直し）業務委託

特記仕様書

1. 業務の名称

第２次土浦市水道事業基本計画及び経営戦略等策定（見直し）業務委託

1. 委託期間

契約日の翌日　から　令和８年３月２０日　まで

1. 業務の目的

土浦市水道事業は、令和３年３月に第２次土浦市水道事業基本計画、土浦市水道事業経営戦略、土浦市水道事業ビジョン、土浦市水道事業アセットマネジメントを策定し、持続可能な事業運営を行っていくため、中長期間を見据えた事業計画をもとに実施されてきた。

本業務では、本市水道事業の現状を踏まえ、アセットマネジメントにおける中長期間の試算の見直しを行い、安心・安全な水を供給するための、将来における持続可能な事業運営の計画、財政計画等の見直しを行い、水道事業基本計画及び経営戦略を改定するものである。

1. 業務内容
2. 打合せ協議
3. 初回打合せ

　業務内容の確認（要望事項・内容、作業方針・工程、検討事項・内容等の協議確

認）及び貸与資料等の確認を行う。

　　イ．中間打合せ

　　　　　中間報告及び作業中に発生する諸条件の処理に関する確認を行う。

* 1. 最終打合せ

　総括説明及び成果品納入を行う。

　　エ．各打合せ終了後に、議事録を作成し提出する。

1. 基本計画見直し業務
2. 基本方針の改定
3. 現況の把握

水道事業に関する施設整備状況と財政状況、給水人口及び給水量の推移について、実績資料等から把握する。

1. 水需要予測

実績の行政区域内人口、給水人口、給水量を基に、本市の上位計画も踏まえて、今後15年程度の水需要予測を行う。

1. 事業の分析・評価・課題抽出

現況及び水需要予測等の内容と既存基本計画を基に、水道事業の分析・評価・課題の抽出を再度行う。

なお、水道事業の分析・評価においては、業務指標(PI)を算出し、その結果も反映させる。

1. 基本事項の決定

これまでの実績や各種調査に基づき、計画年次、計画給水区域、計画給水人口、計画給水量等を定める。

1. 整備内容の改定

既存基本計画や関連する計画を踏まえて、基本事項に対応する施設整備内容（対象施設、規模）、工程、更新サイクル、概算事業費を決定し、水道施設整備年次計画を改定する。

1. とりまとめ

上記業務内容を「第２次土浦市水道事業基本計画(後期)」としてとりまとめる。

（３）経営戦略見直し業務

ア．経営の基本方針の検討

既存の経営戦略を踏まえて、公営企業として事業を継続する上での経営理念、基本方針（将来ビジョン）等を検討する。その際、他の計画（上位計画や事業計画）との整合性を図る。

1. 投資・財政計画の策定

前項の基本計画の見直し結果をもとに投資計画を改定し、計画期間内の収支均衡を図った財政計画を策定する。また、検討中の取組みや今後検討予定の取組みについても考察する。

ウ．とりまとめ

上記業務内容を「土浦市水道事業経営戦略(後期)」としてとりまとめる。

（４）アセットマネジメント改定（更新投資額の試算）

ア．資産の現状・将来見通しの把握

既存のアセットマネジメントを踏まえて、水道事業が現在保有している構造物、設備、管路の情報を整理する。なお、資産情報の整理に当たっては、基本計画見直し業務と整合を図る。

アセットマネジメントに関する手引きに基づいて、法定耐用年数通りに更新する場合の40～100年間の更新需要と、更新を実施しない場合の資産の健全度推移を算定する。

イ．重要度・優先度を考慮した更新

基本計画見直し業務における検討結果を踏まえて、各資産の更新基準を設定し、40～100年間の更新需要及び健全度の推移を算定する。

また、各資産の更新基準に加えて、基本計画見直し業務において改定した水道施設整備年次計画に準じて各資産の更新年度を設定し、40～100年間の更新需要及び健全度の推移を算定する。

ウ．とりまとめ

上記業務内容を「土浦市水道事業アセットマネジメント報告書(後期)」としてとりまとめる。

1. 業務の実施方法

（１）受注者は、建設コンサルタント（上水道及び工業用水道部門）に登録がなければならない。また、登録を証明する書類を提出しなければならない。

（２）管理技術者及び照査技術者

　　　受注者は管理技術者及び照査技術者をもって秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、ア～カの条件を満たす者を配置しなければならない。

1. 本業務の管理技術者及び照査技術者は過去10年間に、計画給水人口100,000人以上の自治体または団体において、水道事業基本計画策定業務、経営戦略策定業務及びアセットマネジメント策定業務（検討タイプ３C以上）を、全て完了した経験を有する者とする。経験を証明するものとして、テクリスの完了登録を提出しなければならない。
2. 本業務の管理技術者には、技術士（総合技術監理部門：上下水道-上水道及び工業用水道）又は技術士（上下水道部門-上下水道-上水道及び工業用水道）の資格を有する者を配置しなければならない。
3. 本業務の照査技術者には、技術士（総合技術監理部門：上下水道-上水道及び工業用水道）の資格を有する者を配置しなければならない。
4. 上記技術者は兼務させず、個々に配置しなければならない。
5. 配置技術者は、受注者と３ヶ月以上の恒常的な雇用関係があり、雇用関係を証明する書類として、保険証の写し等を発注者に提出しなければならない。
6. 受注者は、資格を証明する書類を提出しなければならない。（技術士の資格は技術士登録等証明書により証明すること）

（３）再委託又は下請けの禁止

　　　本業務の契約に当たり、受注者が第三者に業務を委託することはできない。ただし、事前に再委託の範囲及び再委託先を発注者に提示して承認を得た場合は、この限りでない。また、再委託は受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受注者の責任において解決するものとする。

６．成果品

　　提出すべき成果品とその部数については、原則として以下のとおりとする。

　　（１）第２次土浦市水道事業基本計画(後期)　　　　　　　　３部

　　（２）土浦市水道事業経営戦略(後期)　　　　　　　　　 　 ３部

　　（３）土浦市水道事業アセットマネジメント報告書(後期)　　３部

　　（４）その他打合せ等に関する資料　　　　　　　　　　　　１部

　　（５）上記成果品電子データ一式　　　　　　　　　　　　　３部

７．準拠すべき図書及び基準等

（１）水道法（昭和32年法律第177号）

（２）水道施設設計指針（（公社）日本水道協会）

（３）水道維持管理指針（（公社）日本水道協会）

（４）水道施設耐震工法指針・解説（（公社）日本水道協会）

（５）水道の耐震化計画等策定指針（厚生労働省健康局水道課）

（６）水道施設更新指針（（公社）日本水道協会）

（７）水道施設の機能診断の手引き（（公財）水道技術研究センター）

（８）水道事業ガイドライン（（公社）日本水道協会）

（９）水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（厚生労働省健康局水道課）

（１０）経営戦略策定・改定マニュアル（総務省自治財政局）

（１１）経営戦略策定・改定ガイドライン（総務省自治財政局）

８．その他の留意事項

　　発注者が保有又は取得が可能な情報及びデータについては、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件に、必要に応じて提供する。

　　受注者は、発注者が要請する場合のほか、必要に応じて業務遂行のための適切な調整及び検討を行うこと。

　　本業務により作成された資料等は本市に帰属するものとする。

　　受注者は、本業務の遂行上知り得た情報（個人情報を含む。）を、他に漏らしてはならない。

　　本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者双方協議のうえ、定めるものとする。